

2017年4月11日
企業会計基準委員会

改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の公表

公表にあたって

当委員会は、国際会計基準審議会 (IASB) により公表された会計基準及び解釈指針 (以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。) についてエンドースメント手続を実施し、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」 (以下「修正国際基準」という。) を公表しております。現時点では、2013年12月31日までにIASBにより公表された会計基準等についてエンドースメント手続を実施した修正国際基準を公表しております。

その後、当委員会では、2014年1月1日から2016年9月30日までにIASBにより公表された会計基準等のうち、2017年12月31日までに発効するものを対象としてエンドースメント手続を実施し、今般、2017年4月10日に開催した第358回企業会計基準委員会において、標記の改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」 (以下「改正修正国際基準」という。) の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

改正修正国際基準につきましては、2016年12月6日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

公表の経緯

1. 当委員会は、企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（2013年6月）の記載に基づき、2013年7月に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」を設置し、2012年12月31日までにIASBにより公表された会計基準等に関するエンドースメント手続を実施し、2015年6月30日に修正国際基準を公表した。
2. 当委員会は、その後、2013年中にIASBにより公表された会計基準等に関するエンドースメント手続を実施し、2016年7月25日に修正国際基準の改正を行った。
3. 当委員会は、今般、2014年1月1日から2016年9月30日までにIASBにより公表された会計基準等のうち、2017年12月31日までに発効するものを対象としてエンドースメント手続を実施した結果として改正修正国際基準を公表することとした。改正修正国際基準は、修正国際基準のうち、「修正国際基準の適用」について改正を行っている。

今回のエンドースメント手続の対象

4. 前項に記載したとおり、2014年1月1日から2016年9月30日までにIASBにより公表された会計基準等のうち、2017年12月31日までに発効するものを今回のエンドースメント手続の対象としている。具体的に対象とした会計基準等は次のとおりである。
 - (1) IFRS第14号「規制繰延勘定」（2014年1月公表）
 - (2) 「共同支配事業に対する持分の取得の会計処理」（IFRS第11号の修正）（2014年5月公表）
 - (3) 「許容可能な減価償却及び償却の方法の明確化」（IAS第16号及びIAS第38号の修正）（2014年5月公表）
 - (4) 「農業：果実生成型植物」（IAS第16号及びIAS第41号の修正）（2014年6月公表）
 - (5) 「個別財務諸表における持分法」（IAS第27号の修正）（2014年8月公表）
 - (6) 「IFRSの年次改善 2012-2014年サイクル」（2014年9月公表）
 - (7) 「開示に関する取組み」（IAS第1号の修正）（2014年12月公表）
 - (8) 「投資企業：連結の例外の適用」（IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正）（2014年12月公表）
 - (9) 「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」（IAS第12号の修正）（2016年1月公表）
 - (10) 「開示に関する取組み」（IAS第7号の修正）（2016年1月公表）
5. なお、2016年9月公表の「IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用（IFRS第4号の修正）」は、2017年12月31日までに発効する可能性があるが、例外的と考えられるため、今回のエンドースメント手続の対象に含めていない。

エンドースメント手続の概要

6. エンドースメント手続は IASB により公表された会計基準等について、我が国で受け入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除又は修正」し、金融庁において指定する仕組みである。
7. 第 4 項に記載した会計基準等についてエンドースメント手続を実施するにあたり、これまでのエンドースメント手続と同様に、修正国際基準が任意適用であることを前提としたうえで、IASB により公表された会計基準等をエンドースメントする際の判断基準として、公益及び投資者保護の観点から、次の点を勘案することとした。
 - 会計基準に係る基本的な考え方
 - 実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない等）
 - 周辺制度との関連（各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか）
8. また、次の理由から、これまでのエンドースメント手続と同様に、IASB により公表された会計基準等のエンドースメント手続を実施するうえでは、「削除又は修正」を必要最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からなお受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することとした。
 - IFRS は所定のデュー・プロセスを経て開発及び公表されたものであり、また、当委員会及び我が国の市場関係者も関与して開発されていること
 - 多くの「削除又は修正」が行われた場合、市場関係者に修正国際基準が IFRS から派生したものとして受け止められない可能性があること
 - 各国又は地域におけるエンドースメント手続の状況をみると、IASB により公表された会計基準等について、「削除又は修正」を行っている国又は地域は限られており、「削除又は修正」を行っている場合においても、必要最小限にとどめていること
 - IASB により公表された会計基準等との比較可能性に配慮すること
 - 少数の項目に絞ることによって、我が国の考え方をより強く表明することができると考えられること

エンドースメント手続における検討

「削除又は修正」の要否

9. 当委員会は、第 7 項及び前項の判断基準に照らして、第 4 項に記載した新規の又は改正された会計基準等について、既にエンドースメントされた会計基準等や対応する日本基準での取扱いとの比較を行って、第 7 項の観点から追加検討の要否を検討した。
10. 検討の結果、第 4 項に記載した会計基準等は、主に、当面の暫定措置を定めるものや要求事項の明確化を行うものであり、第 7 項の観点から、「削除又は修正」の要否につ

いて追加の検討が必要な項目はないと判断され、「削除又は修正」を行うべき項目はないと結論づけた。

「修正国際基準の適用」の改正

11. 前項の結果を踏まえて、「修正国際基準の適用」の「別紙1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等」の改正を行った。

適用時期及び経過措置

12. 企業が修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成する場合、前項の改正後の「修正国際基準の適用」を公表日以後開始する連結会計年度から適用することとした。また、エンドースメント手続の対象とした会計基準等の適用を適時に可能とすることを目的として、「修正国際基準の適用」を、公表日を含む連結会計年度から適用できることとしており、その場合、四半期連結財務諸表については、翌連結会計年度の四半期連結財務諸表から適用することとした。

以 上

(参考) 2014 年以後に IASB により公表された会計基準等に関する エンドースメント手続の当面の進め方

当委員会は、2014 年以後に IASB により公表された会計基準等に関するエンドースメント手続について、今回実施した、2016 年 9 月 30 日までに公表された会計基準等のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効する会計基準等のエンドースメント手続に続く当面の進め方として、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年) が 2018 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に発効し、IFRS 第 16 号「リース」が 2019 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に発効することを考慮し、次の順番で個々にエンドースメント手続を実施し公開草案を公表することとしている。

- (1) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(これに関連する「IFRS 第 15 号の発効日」(2015 年 9 月公表)、「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」(2016 年 4 月公表)を含む。)
- (2) IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)
- (3) IFRS 第 16 号「リース」

以 上